

## 文化・教育



### 羽村市教職員研修センターの移転

平成16年4月に羽村第三中学校内に開設した教職員研修センターを、教職員への研修の充実および教育委員会との一層の連携を図るため、市役所分庁舎2階へ移転しました。

市立小・中学校教職員の資質・能力の向上およびニーズや経験に応じた研修などを効果的に推進し、市における教育の充実に努めます。

所在地 市役所分庁舎2階  
電話番号 555-11137、555

問合せ 指導室指導係  
TEL 1140

### 教科書展示

今年度、平成21年度から市立小学校で使用する教科書の採択を行います。文部科学省検定の小学校の教科書を展示します。ご覧ください。

日 時 6月20日(金)～7月9日(水) (土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時

会 場 市役所分庁舎2階

※市立小学校で使用する教科書は、教育委員会が採択します。

問合せ 指導室指導係

## 青少年育成委員会

羽村市の青少年健全育成のために、

青少年育成委員会は、各町内会・自治会から選出された委員で構成される

組織で、青少年の非行防止などを目的に活動しています。

主な活動内容は、青少年の非行防止、青少年の育成・指導・相談、地域環境の浄化、関係行政機関などとの連絡・協議です。

### 活動

- 年間を通して毎週1回の市内パトロール
- 春・秋の花いっぱい運動の参加（動物公園前の歩道）
- 不健全図書バトロール
- 夏まつり重点パトロール
- 健全育成強調月間パトロール
- 年末パトロール
- 広報紙 青少年育成委員会だより「ひとこえ」の発行

委員は現在39人で、7つの班に分かれています。活動しています。任期は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までです。

### ●青少年育成委員会（敬称略）

会長 北浦勝平

副会長 井口タエ子、大塚さよ子

※各委員の紹介については、市ホームページをご覧ください。

問合せ 児童青少年課青少年係  
市、瑞穂町在住の方：800円、その他  
問合せ 指導室指導係

## フレッシュランド西多摩から

### ■入館者100万人達成

フレッシュランド西多摩は、平成13年10月にドイツのバーデンバーデン地方から取り寄せたトロン鉱石を使用した準天然温泉と各種の屋内スポーツが楽しめる体育館施設を合わせた複合施設としてオープンしました。

以来、トロンの泉質が疲労回復や打ち身・腰痛などの緩和に大きな効果があると、地域の方をはじめ多くの方が好評をいただき、4月11日(金)に入館者100万人を達成しました。

これまで利用していただいた皆さんに感謝を申し上げるとともに、今後も、皆さんに親しまれる施設となるよう努めていきます。

## 羽村市商工会から

### 商工会一店逸品事業消費者モニター募集

羽村の逸品を紹介するカタログ紙“はむら逸品ものがたり”の制作に参加ませんか。事業所を回り調査していただきます。

調査実施予定期間 7月（5日間）

調査内容 調査票に基づく各店の調査（1日5～10事業所）

謝金 1日2000円

選考テスト 簡単な筆記、味覚テスト

※テスト結果によっては不選考の場合があります。

※詳しくは、申込時にお知らせします。

申込み・問合せ 6月10日(火)までに、

電話で羽村市商工会へ 555-16

211

※教室と入浴3時間のセット料金です。  
問合せ フレッシュランド西多摩☎570-12626  
●ホームページもご覧ください●  
その他に在住の方1100円

## 官公署から



### ■多摩川河川敷などの50kmコースの名称募集

東京都では、多摩川の河川敷などを利用して、羽村市から大田区の河口付近までの約50kmに渡り、多くの方がウォーキング・ランニング・散策などを楽しむことができるよう、案内表示の設置や案内マップの作成などを検討しています。

豊かな自然と美しい景観がある多摩川が、健康作りの場となり、東京の新たな名所となるよう、コースの名称を募集します。

**応募先・問合せ** 6月17日(火)までに、住所・氏名・電話番号と名称(2つまで)・その理由を記入し、郵送で〒163-8001(住所記載不要)

東京都都市整備局街路計画課へ☎ 03-5388-3293

※東京都都市整備局ホームページから応募することもできます。

### ■危険物安全週間(6月8日(日)～14日(土))

推進標語 不注意が 大きな事故に  
危険物 家庭では…スプレー塗料、整髪料、固

形燃料や助燃材などの暮らしの中の身近な危険物の存在を確認し、正しい取り扱いや保管に努めましょう。

事業所では：危険物施設の危険要因を的確に把握し、取り扱い・火気管理・

施設の点検など、自主保安対策を再徹底しましょう。

### ■東京国際消防防災展2008

日 時 6月5日(木)～8日(日)午前10時

～午後5時(最終日は午後4時まで)

会 場 東京ビックサイト

入場料 無料

問合せ 福生消防署防火査察係☎ 552-0101

### ■就職差別解消促進月間

#### ■講演と映画の集い

日 時 6月9日(月)午後2時～4時

会 場 津田ホール(渋谷区千駄ヶ谷)

定 員 490人(先着順)

入場料 無料

講 演 「人権問題への理解と課題」

講 師 渡邊勝彦さん(元社全国民営職業紹介事業協会専務理事)

映 画 「人権を行動する」

※直接会場へお越しください。

### ■はかりの定期検査

問合せ 東京都産業労働局雇用就業部☎ 03-5320-14649

日 時 6月10日(火)午後2時～4時30分

会 場 台東区生涯学習センター

定 員 300人(先着順)

入場料 無料 映画 「選考基準～公正な採用のため  
に～」「風の人になりたい 岡本工介  
～アメリカ編～」「こころに咲く花」

申込み・問合せ 事前に電話で財東京  
76-15372

都人権啓発センターへ☎ 03-138

申込み・問合せ 事前に電話で財東京  
76-15372

### ■新規学卒求人受理説明会

ハローワーク青梅では、平成21年3月新規学校卒業者を対象とする求人の申込方法の説明会を行います。

新規学卒者を採用する予定の事業主の方は、ぜひ出席してください。

日 時 6月16日(月)午後1時30分～4時

会 場 青梅市福祉センター

問合せ ハローワーク青梅学卒担当☎ 0428-124-8609

### ■「多摩ブルー・グリーン賞」 参加募集

検査期間 6月16日(月)～20日(金)  
問合せ (社)東京都計量協会(東京都指定期検査機関)☎ 03-13434-16591、東京都計量検定所検査課☎ 03-15470-16638

わせてください。

多摩地域の中小企業の活性化と地域経済の振興に寄与することを目的として「第6回多摩ブルー・グリーン賞」を行います。

多摩ブルー賞 優れた技術・製品を表彰  
多摩グリーン賞 新しいビジネスモデルを表彰

※各最優秀賞に副賞100万円、各優秀賞に副賞50万円を贈呈します。

応募資格 多摩地区およびその周辺地域に事業拠点を置く中小企業・個人事業主など

応募期間 9月17日(水)まで

検査を受けなければなりません。

東京都が委託した検査員が直接検査

対象の店舗などへ伺い、全てのはかりの検査を行います。

検査対象の方に、事前に通知を送付します。通知が届かなかつた方、新たにはかりを使用するようになった方、新たにはかりを使用しなくなつた方は問い合わせ

問合せ 東京都産業労働局後援  
東京都、羽村市ほか多摩地域周辺の市町村・商工会議所・商工会ほか  
問合せ 多摩ブルー・グリーン賞事務局(たましん法人テレフォンセンターア)☎ 526-17739



## シリーズ 第6回

# 後期高齢者医療制度が始まります

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

## 後期高齢者医療制度

# 普通徴収

シリーズ 第6回は、保険料を納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」についてお知らせします。

### 保険料の納期

○社会保険などに加入していた被扶養者で普通徴収となる方は、9月までの半年間、保険料の徴収が凍結されるため、10月に納入通知書を送付します。

保険料の額は、前年中の所得(平成20年度の場合は、平成19年1月から12月の所得)を基に計算され、保険料は8回の分割となります。

### 納付書の送付

保険料額決定通知書・納入通知書・納付書・口座振替申込書・保険料額説明書を送付します。納期内に保険料を納めてください。

### 普通徴収となる方

- 年金支給額18万円未満の方
- 介護保険料と合わせた保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方

一時的に普通徴収となる方

- 平成20年4月以降に75歳の誕生日を迎える方や、他の市区町村から転入した方の場合などは、一時的に普通徴収となります。

納税は、便利な口座振替をお勧めします。口座振替申込書に必要事項を記入し、ぜひ申し込んでください。

### ■普通徴収の方の納期と納期限■

4月	5月	6月	保険料の納期									3月			
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月					
—	—	—	平成20年度納期限												—
			7月 31日(木)	9月 1日(月)	9月 30日(火)	10月 31日(金)	11月 1日(月)	12月 25日(木)	1月 2日(月)	2月 3日(月)					

### ■特別徴収への変更時期■

4月	5月	6月	保険料の納期			徴収月	徴収月	徴収月	3月				
			7月	8月	9月								
—	—	—	普通徴収						特別徴収				

社会保険などに加入していた本人、または65歳以上の一定の障害がある方で、年金支給額が18万円以上で介護保険料と合わせた保険料の合計額が年金額の2分の1以下の方は、10月から年金天引き(特別徴収)となります。  
対象の方には、9月下旬に年金振込通知書・特別徴収開始通知書を送付します。

### ■年度途中から年金天引きとなる方